2026 年 7 月 16 日

JR 九州エンジニアリング株式会社

建設業法に基づく監督処分（指示）について

当社は、2025 年度に行った建設工事において、建設業の許可を有しない業者との下請契約を行ったことが判明し、九州地方整備局に報告を行いました。この結果、本日、同局から建設業法第 28 条第 1 項に基づく監督処分（指示）を受けました。

関係する皆さまにご心配とご迷惑をおかけいたしまして深くお詫び申し上げます。

今回の処分を厳粛に受け止めるとともに、今後の再発防止に努めてまいります。

記

１．　違反内容

当社が元請として受注した工事の一部を下請業者に委託したが、当該業者は建設業の許可を有していなかった。

（建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当）

２．　指示内容

本事象に伴い、九州地方整備局より以下の指示を受けました。

- 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること
- 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと
- 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと

３．　経　　緯

2025 年９月　本件に関する請負契約を取引会社と締結及び工事開始
（工事期間は 2026 年 2 月まで）

2026 年３月　社内で建築業法違反の疑いがあると判断し社内調査実施
社内調査に基づき九州地方整備局に自主報告

2026 年７月　九州地方整備局監督処分（「指示」）を受領

４．　再発防止策

指示内容を踏まえ、社内のチェック体制を整備するとともに、関係法令に関する教育・研修を実施するなど、法令遵守を徹底するための対策を講じて参ります。

以上